

平成 30 年度診療報酬改定において、がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援の充実のため、「療養・就労両立支援指導料」として両立支援が評価される事となりました。

平成30年度診療報酬改定 II-1-2)緩和ケアを含む質の高いがん医療等の評価⑦

## がん患者の治療と仕事の両立に向けた支援の充実

- がん患者の治療と仕事の両立の推進等の観点から、主治医が産業医から助言を得て、患者の就労の状況を踏まえて治療計画の見直し・再検討を行う等の医学管理を行った場合の評価を新設する。
- 専任の看護師等が、がん患者に対し、就労を含む療養環境の調整等に係る相談窓口を設置した場合の評価を設ける。

(新)	療養・就労両立支援指導料	1,000点
	相談体制充実加算	500点



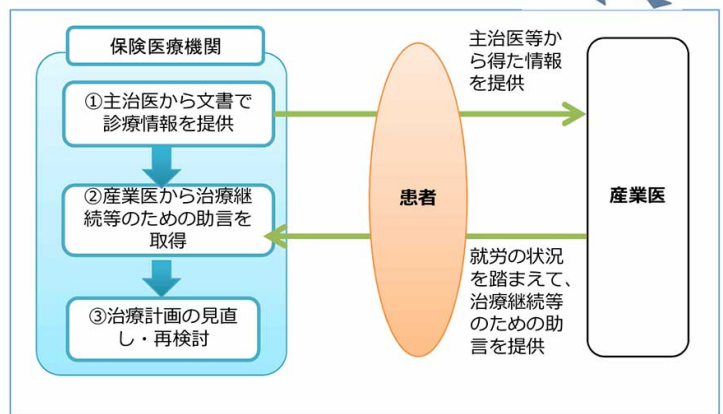
### [算定要件]

就労中のがん患者であって、入院中の患者以外のものに対し、以下の全てを行った場合に算定する。

- (1) 医師が病状、治療計画、就労に必要な配慮等について、産業医あてに文書で診療情報を提供
- (2) 医師又は医師の指示を受けた看護職員若しくは社会福祉士が病状や治療による状態変化等に応じた就労上の留意点に係る指導
- (3) 産業医から治療継続等のための助言の取得
- (4) 産業医による助言を踏まえ、医師が治療計画を見直し・再検討

### [相談体制充実加算の施設基準]

- (1) 療養環境の調整に係る相談窓口を設置し、専任の看護師又は社会福祉士を配置していること。
- (2) 就労を含む療養環境の調整について、相談窓口等において患者からの相談に応じる体制があることを周知していること。



[両立支援の流れ(イメージ)]

125

厚生労働省 平成 30 年度診療報酬改定説明会 (平成 30 年 3 月 5 日開催) 資料

「平成 30 年度診療報酬改定の概要 (医科 1)」より抜粋 (125 頁)

### リンク (厚生労働省 Web サイト)

- 平成 30 年度診療報酬改訂について  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411.html>
- 平成 30 年度診療報酬改定説明会(平成 30 年 3 月 5 日開催)資料等について  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000196352.html>